

特別養護老人ホーム等における食費・居住費の負担軽減～介護保険負担限度額認定～

特別養護老人ホーム等への施設入所、短期入所の際、実費負担となる食費・居住費について、要件を満たしている場合、施設への支払金額が軽減されます。

対象施設

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ○介護老人保健施設(老健) ○介護医療院
- 短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 ※通所サービス、グループホーム等は対象外

認定要件

【課税要件】世帯全員が市町村民税非課税であること(世帯を分離している配偶者を含む)

【資産要件】預貯金等の資産金額の合計が基準以下であること

<対象外の例>

例1)同世帯の息子に給与収入があり、市民税が課税されている

例2)施設入所者とは別住所の夫に、市民税が課税されている

<段階ごとの対象要件と1日あたりの自己負担額の上限>

段階区分	対象要件		居住費(日額上限)				食費(日額上限)	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所	短期入所
第1段階	収入	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	資産	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下						
第2段階	収入	合計所得+年金収入が 82.65万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
	資産	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下						
第3段階①	収入	合計所得+年金収入が 82.65万円超120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
	資産	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下						
第3段階②	収入	合計所得+年金収入が 120万円超	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円※ (530円)	1,420円	1,360円
	資産	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下						

()内は介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用したときの金額 ※室料が徴収される場合は530円

【お問い合わせ】北上市福祉部長寿介護課介護給付係

〒024-8501 北上市芳町1番1号 電話番号 0197-72-8218(直通)

申請方法

次の書類を用意して長寿介護課介護給付係に提出してください。(郵送可)

①介護保険負担限度額認定申請書(HPダウンロード可)

②対象者・配偶者の預貯金等の金額が確認できる通帳等の全ての写し

預貯金等に含まれるもの	提出書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(銀行名・支店名・口座名義人、申請日から2ヵ月以内の最終残高がわかる部分)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書等の写し ※預貯金等の金額から差し引きます
タンス預金(現金)	不要(自己申告で確認)

※ 虚偽の申告により不当に軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課せられる場合があります。



審査 申請書受理後、通常1週間程度で審査、結果を郵送します。

※ 預貯金額・市町村民税の課税状況の照会が必要な場合の審査期間は3週間程度、転出入者・要介護認定申請中の場合は、1ヵ月程度の時間を要する場合があります。

↓ 認定要件を満たす

↓ 認定要件を満たさない

認定

郵送される介護保険負担限度額認定証を利用施設等に提示すれば、負担軽減が受けられます。

却下

郵送される介護保険負担限度額認定決定(却下)通知書にて、個別の理由が確認できます。

※世帯構成、課税状況及び預貯金額等の変更により、決定内容が変更になる可能性があります。

負担軽減内容に関わる変更が生じた場合は、長寿介護課介護給付係に申し出てください。

認定期間

8月1日から翌年7月31日まで(年度途中の申請の場合、申請受理した月の1日から7月31日まで)

7月31日以降も継続して認定を受けることを希望している場合は、更新申請が必要です。

更新申請は例年、7月上旬から受付を開始しています。

【お問い合わせ】北上市福祉部長寿介護課介護給付係

〒024-8501 北上市芳町1番1号 電話番号 0197-72-8218(直通)